



# 関東ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和6年6月30日

関東ブロック<sup>(※)</sup>の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、関東ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

## 【関東ブロック取決事項】

### 医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	「腹膜灌流」施行患者におけるサムスカ錠(後発品トルバプタンを含む)の投与について、心不全などの適応疾患がある場合は原則認められる。 なお、「人工腎臓」施行患者については、詳記等により尿量又は腎機能が確認できる場合は個別判断とする。	本薬剤の効能・効果は、「ループ利尿薬等の他の利尿薬で効果不十分な各種疾患における体液貯留」である。 透析患者は、全て腎機能が廃絶しているわけではなく、残腎機能があり尿量もある場合が多い。このような場合には、サムスカにループ利尿薬などの他の利尿薬を加えることは、心不全に対して効果的であり、致命的転帰の回避は可能である。特に腹膜透析の場合の有効性は、学会でも多く報告されており妥当と認める。 また、人工腎臓施行患者の場合について、脱水になる事はほとんどなく、心不全改善により、むしろ腎血流量が増加することがあるため尿量又は腎機能等により医学的判断とする。	適用診療月 令和6年10月診療分

本件に関する問合せ先

関東審査事務センター

・内科審査室内科審査第1課

高橋 (TEL:03-6865-4366)